

岩手県医療局管理規程第9号

医療局職員奨学資金貸付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年3月28日

岩手県医療局長 法 貴 敬

医療局職員奨学資金貸付規程の一部を改正する規程

医療局職員奨学資金貸付規程（昭和40年岩手県医療局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;"><u>医療局職員奨学資金貸付規程</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、<u>医療局職員奨学資金貸付条例</u>（昭和40年岩手県条例第40号。以下「条例」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(貸付けの申請)</p> <p>第2条 条例第2条の規定により<u>医療局職員奨学資金</u>（以下「奨学資金」という。）の貸付けを申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、<u>医療局職員奨学資金貸付申請書（様式第1号）</u>に次の各号に掲げる書類を添えて医療局長（以下「局長」という。）に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>保証人連署の誓約書（様式第2号）</u></p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>(5) 次に掲げる書類</p> <p>ア <u>条例第2条第1号に規定する大学（以下「大学」という。）の学生</u>にあつては当該大学の在学証明書及び現学年の直前の学業成績表</p> <p>イ <u>条例第2条第2号に規定する臨床研修（以下「臨床研修」という。）を行っている者</u>にあつては、<u>臨床研修を行っていることの証明書</u></p> <p>ウ <u>条例第2条第3号に規定する医育機関（以下「医育機関」という。）</u>において研究している者にあつては、当該医育機関の責任者又はこれに準ずる者の推薦書</p> <p>エ <u>条例第2条第4号に規定する看護学校等（以下「看護学校等」という。）の学生又は生徒</u>にあつては、当該看護学校等の長の学業及び人物についての所見を記載した<u>推薦書</u></p> <p>(貸付けの決定)</p> <p>第4条 局長は、第2条の<u>医療局職員奨学資金貸付申請書</u>を受理したときは、その内容の審査及び面接試問を行い、奨学資金を貸し付けることを<u>適当と認めた</u>ときは奨学生採用通知書（<u>様式第3号</u>）により、奨学資金を貸し付けることを<u>不適当と認めた</u>ときは奨学資金貸付不承認通知書（<u>様式第4号</u>）により当該申請者に通知するものとする。</p>	<p style="text-align: center;"><u>医療局医師奨学資金貸付規程</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、<u>医療局医師奨学資金貸付条例</u>（昭和40年岩手県条例第40号。以下「条例」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(貸付けの申請)</p> <p>第2条 条例第2条の規定により<u>医療局医師奨学資金</u>（以下「奨学資金」という。）の貸付けを申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、<u>別に定める様式による医療局医師奨学資金貸付申請書</u>に次に掲げる書類を添えて医療局長（以下「局長」という。）に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>別に定める様式による保証人連署の誓約書</u></p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>(5) 次に掲げる書類</p> <p>ア 条例第2条第1号に規定する大学の<u>医学部の学生</u>にあつては、<u>当該大学の在学証明書及び現学年の直前の学業成績表</u></p> <p>イ 条例第2条第2号に規定する大学院の<u>医学課程に在学する者</u>にあつては、当該大学院の責任者又はこれに準ずる者の<u>別に定める様式による推薦書</u></p> <p>(貸付けの決定)</p> <p>第4条 局長は、<u>別に定める様式による医療局医師奨学資金貸付申請書</u>を受理したときは、その内容の審査及び面接試問を行い、奨学資金を貸し付けることに<u>決定した</u>ときは<u>別に定める様式による奨学生採用通知書</u>により、奨学資金を貸し付けないことに<u>決定した</u>ときは<u>別に定める様式による奨学資金貸付不承認通知書</u>により当該申請者に通知するものとする。</p>

2 [略]

(貸付金額)

第5条 条例第4条の規定により局長の定める奨学資金の貸付金額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 条例第2条第1号に規定する大学の医学部又は歯学部
の学生 200,000円

(2) 臨床研修を行っている者 150,000円

(3) 医育機関において研究をしている者 150,000円

(4) 助産師の養成のための看護学校等の学生 5,000円

(5) 看護師の養成のための看護学校等の学生 5,000円

(6) 准看護師の養成のための看護学校等の生徒 3,000円

2 [略]

(貸付方法の特例)

第5条の2 大学の医学部又は歯部部の専門の課程に進学するための課程の学生であって、入学時に、一時に多額の経費を必要とすると認められる者に対しては、貸付けを決定された毎月の奨学資金の一部を、あらかじめ、あわせて一時に貸付けすることがある。

2・3 [略]

(借用証書)

第6条 奨学資金の貸付けを受けた者（以下「奨学生」という。）は、当該奨学生に係る奨学資金の貸付けが完了したとき（条例第6条の規定により当該奨学生に係る奨学資金の貸付けを廃止されたときは、当該貸付けを廃止されたとき。）は、すでに貸付けを受けた奨学資金の総額に対する医療局職員奨学資金借用証書（様式第5号）を局長に提出しなければならない。

(返還の免除等)

第9条 条例第9条の規定による返還の債務の免除又は条例第10条の規定による返還の債務の履行の猶予を受けようとする者は、当該理由の生じた日から20日以内に、奨学資金返還免除（猶予）申請書（様式第8号）を、現に県立病院等に在職している者にあつては、所属長を経由して局長に提出しなければならない。

2 [略]

(貸付金額)

第5条 条例第4条の規定により局長の定める奨学資金の貸付金額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 条例第2条第1号に規定する大学の医学部の学生のうち国立大学法人法（平成15年法律第112号）に規定する国立大学法人が設置する大学又は地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）に規定する公立大学法人が設置する大学に在学する者 200,000円

(2) 条例第2条第1号に規定する大学の医学部の学生のうち私立学校法（昭和24年法律第270号）に規定する学校法人が設置する大学に在学する者 300,000円

(3) 条例第2条第2号に規定する大学院の医学課程に在学する者 200,000円

2 [略]

(貸付方法の特例)

第5条の2 大学の医学部の専門の課程又はこれに進学するための課程の学生であって、入学時に、一時に多額の経費を必要とすると認められる者に対しては、貸付けを決定された毎月の奨学資金の一部を、あらかじめ、あわせて一時に貸付けすることがある。

2・3 [略]

(借用証書)

第6条 奨学資金の貸付けを受けた者（以下「奨学生」という。）は、当該奨学生に係る奨学資金の貸付けが完了したとき（条例第6条の規定により当該奨学生に係る奨学資金の貸付けを廃止されたときは、当該貸付けを廃止されたとき。）は、すでに貸付けを受けた奨学資金の総額に対する別に定める様式による医療局医師奨学資金借用証書を局長に提出しなければならない。

(返還等の免除等)

第9条 条例第9条の規定による貸付額の返還及び利息相当額の支払に係る債務の免除又は条例第10条の規定による貸付額の返還及び利息相当額の支払に係る債務の履行の猶予を受けようとする者は、当該理由の生じた日から20日以内に、別に定める様式による奨学資金返還免除（猶予）申請書を、現に県立病院等に在職している者にあつては、所属長を経由して

(返還の免除等の決定)

第10条 局長は、前条の奨学資金返還免除（猶予）申請書を受理したときは、その内容を審査し、返還の債務を免除し、又は返還の債務の履行を猶予することを適当と認めたときは奨学資金返還免除（猶予）決定書（様式第9号）により、返還の債務を免除し、又は返還の債務の履行を猶予することを不適当と認めたときは奨学資金返還免除（猶予）不承認書（様式第10号）により、現に県立病院等に在職している者に通知する場合にあっては、所属長を経由して当該申請者に通知するものとする。

(学業成績等)

第11条 大学又は看護学校等に在学する奨学生は、その在学中毎年4月15日までに、前学年度末における学業成績表を局長に提出しなければならない。

2 [略]

(届出)

第12条 奨学生は、奨学資金の貸付けを辞退しようとするときは、奨学資金貸付辞退届（様式第11号）を局長に提出しなければならない。

2 奨学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を局長に届け出なければならない。

(1) [略]

(2) 退学し、若しくは退所し、又は臨床研修をやめ、若しくは医育機関における研究をやめたとき。

(3)～(5) [略]

(6) 保証人の氏名、住所若しくは職業に変更があったとき、又は保証人が死亡したとき、若しくは破産手続開始の決定その他保証人として適当でない理由が生じたとき。

(7) [略]

(8) 医師又は助産師、看護師若しくは准看護師の免許を受けたとき。

3 [略]

局長に提出しなければならない。

(返還等の免除等の決定)

第10条 局長は、前条の奨学資金返還免除（猶予）申請書を受理したときは、その内容を審査し、貸付額の返還及び利息相当額の支払に係る債務を免除し、又は貸付額の返還及び利息相当額の支払に係る債務の履行を猶予することに決定したときは別に定める様式による奨学資金返還免除（猶予）決定書により、貸付額の返還及び利息相当額の支払に係る債務の履行の免除又は猶予をしないことに決定したときは別に定める様式による奨学資金返還免除（猶予）不承認書により、現に県立病院等に在職している者に通知する場合にあっては、所属長を経由して当該申請者に通知するものとする。

(学業成績等)

第11条 大学に在学する奨学生は、その在学中毎年4月15日までに、前学年度末における学業成績表を局長に提出しなければならない。

2 [略]

(届出)

第12条 奨学生は、奨学資金の貸付けを辞退しようとするときは、別に定める様式による奨学資金貸付辞退届を局長に提出しなければならない。

2 奨学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を局長に届け出なければならない。

(1) [略]

(2) 退学したとき。

(3)～(5) [略]

(6) 保証人の氏名、住所若しくは職業に変更があったとき。

(7) [略]

(8) 医師の免許を受けたとき。

3 [略]

4 奨学生は、保証人の死亡、破産手続開始の決定等により保証人を変更するときは、別に定める様式による連帯保証人変更届を局長に提出しなければならない。

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第1号から様式第11号までを削る。

附 則

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

- 2 この規程による改正後の医療局医師奨学資金貸付規程に定める様式は、この規程の施行の日以後に提出し、又は通知する申請書等又は通知書等について適用し、同日前に提出し、又は通知した申請書等又は通知書等については、なお従前の例による。
- 3 この規程による改正前の医療局職員奨学資金貸付規程に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。